

○沖縄県立看護大学研究・研修委員会規程

(平成 12 年 5 月 24 日)

[沿革] 平成 19 年 4 月 25 日 改正

平成 21 年 6 月 17 日 改正

平成 24 年 4 月 18 日 改正

平成 28 年 3 月 16 日 改正

(設置)

第 1 条 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学研究・研修委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教職員等の能力開発に関すること
- (2) 教員の研究に関すること
- (3) 紀要の編集及び発行に関すること
- (4) シンセサイザーの編集及び発行に関すること
- (5) 教員研究費及び学長奨励研究費の執行計画に関すること
- (6) その他研究・研修に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 事務局長
- (4) 学長が指名する教員 3 名程度

(任期)

第 4 条 前条第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的事項について審議するため、紀要編集専門部会を置く。

- 2 専門部会員は、教員及び外部学識経験者のうちから学長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、学長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会で審議した事項について委員会に報告する。

(意見の聴取)

第8条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年5月24日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日後、最初に任命される第3条第1項第2号に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定により、「沖縄県立看護大学FD専門部会規程」(平成19年5月1日制定)を廃止する。